

専門職大学院認証評価報告書

教育機関名称	東京都立産業技術大学院大学 産業技術研究科
教育機関名称(英語)	Advanced Institute of Industrial Technology Graduate School of Industrial Technology
専攻名称	情報アーキテクチャ専攻
専攻名称(英語)	Master Program of Information Systems Architecture
学位名称	情報システム学修士(専門職)
提出日	令和3年(2021年)2月

- (1) JABEEは本認証評価報告書を文部科学大臣に報告する。
また、専攻が提出した自己評価書(本文編)とともに、本認証評価報告書をJABEEホームページで公表する。
- (2) JABEEは、認証評価報告書において「適合」と判定された専攻に対し適格認定証を交付する。
- (3) 適格認定を受けた専攻は、認証評価報告書を受け取ってから2年以内に、「弱点(W)」と判定された項目についての改善報告書をJABEE会長宛に提出しなければならない。
また、認証評価報告書を受け取ってから2年以内に、「懸念(C)」と判定された項目についての改善報告書をJABEE会長宛に提出することができる。
- (4) JABEEは、改善報告書を検討、審議し「改善報告書検討結果」を決定する。
その後、速やかに当該認定大学に通知するとともに、JABEEホームページで公表する。

専門職大学院認証評価 総合的所見

適格認定の可否	適 合	
可否の判定根拠	日本技術者教育認定機構が定めた50項目の産業技術系専門職大学院基準のすべてにおいて、D(欠陥)と評価された項目はない。	
評価の記述	S(優良)	認証評価基準に照らして、当該項目における専攻の取り組みが、特に評価に値する。
	A(適合)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準を満たしている。
	C(懸念)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準を満たしているが、改善が望まれる。したがって、当該項目が認証評価基準への完全な適合を継続するためには、何らかの対処が望まれる。
	W(弱点)	当該項目における専攻の取り組みが、現時点では認証評価基準をほぼ満たしているが、その適合の度合いが弱く、改善を必要とする。したがって、適合の度合いを強化する何らかの対処が必要となる。
	D(欠陥)	当該項目における専攻の取り組みが、認証評価基準および対応する法令を満たしていない。したがって、当該専攻は、認証評価基準に適合していない。
	－(該当なし)	当該項目で定められた条件に該当しないため、評価の対象としない。

全般的な長所・
問題点・コメント

★長所

・専攻開学以来、東京都立の高等教育機関として、地域のニーズに応えるべく、多様な学生を受入れ、高度専門職業人(情報アーキテクト)の養成にあたっている。とりわけ、さまざまな背景をもつ社会人を多く受入れ、優れた情報アーキテクトとして育成、輩出している。

・研究・教育実績のある教員および実務経験豊かな教員を擁する教員団が、学長はじめ執行部のリーダーシップのもと、優れた教育の実施にあたっている。特に、教員団の構成は、優れてバランスのとれたものとなっており、継続的な専攻運営努力が見てとれる。

・専攻開学以来、PBL教育を中心とした優れた実践的教育を実施している。さらに、そうした優れた教育システムを、組織として継続、維持し、さらに改善していく努力を続けている。

★コメント

本専攻では、研究科の再編により、新たに「産業技術専攻」内のひとつの「コース」として、継続して教育が行なわれている。

以下のコメントは、新コースへの再編にあたり、さらに優れた教育が行なわれることへの期待を述べたものである。

・再編のねらいとして、多様な学生のニーズに対応することが、面談等でもあげられていた。この再編を実効あるものとするために、各コース所属教員間の効果的な情報共有を担保し、学生がより自由に、自律的に、さまざまな授業を受けられるよう、配慮、支援されることを期待する。

・入学希望に答えるべく多くの機会を提供した優れた入試方式をとっているなか、再編にともない、入学希望者が今後一層多様化することが想定される。特に、入試システム上、入学時点での学生のもつ素養として、IT関連スキルが十分保証されないケースが生じる点については、入学前・在学時の同スキルに関する教育の一層のサポートを期待する。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
1	基準 1：専攻の使命・目的および学習・教育目標の設定と公開	A	基準1(1)～1(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
1(1)	専攻の使命・目的は、学術理論及びその応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う専門職大学院として、社会の要請を踏まえて明確に学則等に定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A	使命・目的は、学則で定められ、Webで公開されている。さらに、運営諮問会議など外部有識者の意見を参考にしながら、その見直しの努力を継続している。
1(2)	修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。	A	専攻の使命・目的にそったディプロマ・ポリシーが定められており、Webで公開されている。
1(3)	専攻の使命・目的に沿って高度な専門職業人を育成するために、学生が課程修了時に保有しているべき知識・能力を、社会の要請を反映させつつ、学習・教育目標として明確に設定しており、学生および教員に周知していること。その知識・能力には、下記の(i)～(vi)が含まれていること。 (i) 当該専攻が対象とする技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に応用できる能力 (ii) 当該専攻が対象とする技術分野において、複合的な問題を分析し、課題を設定・解決できる卓越した能力 (iii) 当該専攻が対象とする技術分野に関する基礎的素養 (iv) 継続的に学習できる能力 (v) 当該専攻が対象とする技術分野に関する実務を行うために必要なコミュニケーション能力、協働力、マネージメント力などの社会・人間関係スキル (vi) 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度 また、当該専攻がその特色として、(i)～(vi)以外の知識、能力を修得・涵養させているときには、これを明示していること。	A	学習・教育目標として、情報アーキテクトに必要とされる「(A) 知識・スキル」と「(B) 業務遂行能力(コンピテンシー)」の2項目が明確に設定されており、学生および教員に周知されている。特に、学生に対しては、入学時のガイダンスにおいて説明されている。これらの目標と下記項目(i)～(vi)との関係性は、自己評価書により、すべて含まれていることが確認できた。
1(4)	研究科及び専攻(以下「研究科等」という)の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。	A	研究科及び専攻の名称は、ふさわしいと判断できる。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
2	基準2：学生受け入れ方法	A	
2(1)	学習・教育目標を達成するために必要な能力を持った学生を入学(編入学・転入学を含む)させるため、入学者の受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に設定しており、学内外に公開していること。それを選抜の方法等に反映させて、公正、適切に実施していること。	A	アドミッション・ポリシーは、明確に設定されており、Webや学生募集要項にて学内外に広く公開されている。実地調査時の資料等により、入試判定の公正さ、適切さについて、確認できた。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3	基準3：教育方法	A	基準3(1)～3(11)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
3(1)	教育課程の編成および実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)が定められ、学生・教員だけでなく社会にも公開されていること。また、カリキュラム・ポリシーの策定にあたっては、ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に意を用いていること。	A	ディプロマ・ポリシーとの一貫性の確保に配慮し策定されたカリキュラム・ポリシーが定められ、学生・教員だけでなく社会に広く公開されている。
3(2)	学生に学習・教育目標を達成させるために、カリキュラムを体系的に設計しており、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。	S	CCSFの知識体系分類を活用し、想定される人材像ごとに6つのキャリアモデルケースが設定され、それに基づいてカリキュラムが体系的に設計されており、高く評価できる。また、その詳細を新入生ガイダンスにて学生に説明している。
3(3)	カリキュラムでは、実践教育を充実させるために、講義、討論、演習、PBL、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用し、各科目と学習・教育目標との対応関係を明確に示していること。	A	すべての授業科目について、学習・教育目標の修得との関連付けがなされている。また、PBL科目はまさに実践教育であり、様々な背景・年齢層の社会人学生が多いことも同教育の効果の実現に寄与している。さらに、社会人学生に配慮し、対面・遠隔・視聴教材等を組み合わせた授業形態が準備、実施されている。
3(4)	カリキュラムの設計に基づいて授業に関する授業計画書(シラバス)を作成し、当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。 また、シラバスでは、科目ごとに、カリキュラム中での位置づけを明らかにしており、その教育の内容・方法、履修要件、この科目の履修により達成できる学習・教育目標、および成績の評価方法・評価基準を明示し、それに従って教育および成績評価を実施していること。 なお、成績評価にあたっては、各学生のその科目の最終的な合否・水準判定だけでなく、シラバスに記述された達成が期待される各学習・教育目標に関し、それらの個別の達成度評価にも努めていること。	A	科目ごとにシラバスが作成され、Webで公開されている。各シラバスでは、教育の方法(講義、個人演習、グループ演習等)について記述されている。また、成績評価に関しては、評価対象の加算割合が記載され、個々の学習・教育目標の達成度評価に関する具体についても、実地調査で確認できた。
3(5)	学習・教育目標に対する学生自身による達成度の継続的な点検や、授業等での学生の理解を助け、勉学意欲を増進し、学生の要望にも対応できる仕組みの構築、学生および教員への仕組みの開示、およびその仕組みに従った活動の実施に努めていること。	A	学生自身が学習・教育目標の達成度を、Webで確認できるしくみがあり、さらに担任教員・PBL担当教員との面談により確認することができる。
3(6)	授業を行なう学生数は、授業の内容、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適切な人数となっていること。	A	講義室の座席は、最大履修者数を上回っており十分適切なものと判断できる。なお、10名に満たない科目や50名を超える科目など、受講生数にばらつきはあるが、実際の授業に支障はないことを実地調査で確認した。

日本技術者教育認定機構－認証評価；認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
3(7)	各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間または1学期間に履修登録できる単位数の上限を設定していること。	A	CAP制が導入され、各期に履修申請できる上限を22単位と設定している。
3(8)	一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とするとともに、各授業科目の授業は、原則として10週または15週にわたる期間を単位としたものとなっていること。 夜間授業および集中授業については、教育上特別の必要があると認められる場合に行っていること。	A	年間の授業期間は37週である。クォーター制を採用しているため、一般的な15回分の講義内容を、2ヶ月（8週間）で履修できる。授業の期間は、適切であると判断できる。さらに、社会人学生に配慮して、夜間および土曜日の昼間に授業を開講している。
3(9)	多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	A	社会人学生に配慮し、秋葉原サテライトキャンパスで遠隔授業を受講ができる仕組みを構築しており、教育効果が期待できる。また、録画授業も導入している。
3(10)	通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる専攻分野および授業科目をその対象としており、法令の要件に適合していること。	—	該当なし。
3(11)	国内外の機関や企業等への派遣によって実習等を行う場合、実習先が十分確保されていること。 また、実習等の計画・指導・成績評価等に関し、実習先との連携体制が適切なものとなっていること。	—	該当なし。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4	基準 4：教育組織	A	基準4(1)～4(16)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
4(1)	教育研究に係わる責任の所在が明確になり、組織的な教育が行われるように、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされ、教員の適切な役割分担および連携体制が確保されていること。	A	産業技術研究科の下に複数の専攻があり、その一つとして情報アーキテクチャ専攻がある（再編後、本専攻は現行の情報アーキテクチャコースとなっている）。本専攻は15名の専任教員と13名の非常勤講師で構成され、専任教員は授業と各種運営委員会の委員を担当している。各教員間の連携については専攻会議が組織され、各種課題について議論されている。
4(2)	カリキュラムを適切な教育方法によって展開し、教育成果をあげる能力をもった十分な数の教員と、事務職員等からなる教育支援体制が存在していること。	A	専任教員15名（教授9名、准教授1名、助教5名）、兼任の非常勤講師13名を配置しており、専任教員1名あたりの学生数は、4.8名であり、法令上の基準を満たしている。また、教育設備の効果的運用を図るためのサポートスタッフ、講義収録スタッフなども充実している。
4(3)	専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。	A	専任教員1名あたりの学生数は4.8名であり、法令上の基準（10名）を満たしている。
4(4)	専任教員は、一専攻に限り専任教員として取り扱っていること。	A	研究科再編の移行措置として兼任はあるものの、原則として一専攻の専任教員である。
4(5)	法令上必要とされる専任教員数の半数以上の教員は、原則として教授であること。	A	専任教員15名のうち教授は、9名であり、満たしている。
4(6)	専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。 (i) 当該専攻が対象とする分野について、教育上または研究上の業績を有する者 (ii) 当該専攻が対象とする分野について、高度の技術・技能を有する者 (iii) 当該専攻が対象とする分野について、特に優れた知識および経験を有する者	S	15名の専任教員を分類すると、(i)5名、(ii)5名、(iii)5名となっている。また、自己評価書の専門分野に対する適性や教員の業績調書より、各教員が担当専門分野に関し、高度の指導能力を備えている。特に、基礎データ集にある専任教員の教育・研究実績における教育活動、および、専任教員が担当するPBLプロジェクトの説明書における記載から、研究活動以上に教育活動に高い意識と実績を持つ教員が多いことは、特筆すべきである。
4(7)	専任教員のうちおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者であること。実務家教員は、カリキュラムや担当科目の特質を踏まえ、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当していること。	A	15名の専任教員のうち、5名が15年以上の実務経験を有している。また、自己評価書より、実務経験との関連が認められる授業科目を担当していると判断できる。
4(8)	主要な授業科目は、原則として専任教員(教授または准教授)が担当していること。	A	主要授業科目（4つのPBL科目）は、すべて専任の教授または准教授が担当している。

日本技術者教育認定機構－認証評価；認証評価報告書

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
4(9)	専攻の教育研究水準の維持向上および教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮していること。	A	専任教員15名は、30歳代5名、40歳代4名、50歳代5名、60歳代1名であり、バランスのとれた教員団構成となっている。
4(10)	専任教員が当該大学における教育研究以外の業務に従事する場合は、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないものとなっていること。また、専任教員全体のうち当該大学における教育研究以外の業務に従事する専任教員の占める割合が適切であること。	A	専任教員15名は、すべて常勤であり、教育研究の遂行に支障がないものと思われる。他大学での授業や社会貢献活動を行なっている教員もいるが、当該教員の継続的な自己研鑽や社会貢献として意義があると判断される。また、近年競争的資金を獲得する教員も増えているが、事務スタッフのサポートもあり本務に支障をきたす懸念があるような事例は見られない。
4(11)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当数受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当数の専任教員を増加していること。	A	1科目あたりの平均履修生数は、4.26名であり、専任教員の増員が必要とは判断されない。
4(12)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合、それぞれの校地ごとに必要な教員を備えていること。また、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう原則として専任の教授または准教授を少なくとも1名以上置いていること。	A	主たるキャンパスは品川地区であり、秋葉原サテライトキャンパスは遠隔授業をうける教室として使用されており、必要な技術スタッフが常駐している。
4(13)	教員の採用基準や昇格基準、教員の教育に関する貢献の評価方法を定め、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって採用・昇格および評価を実施していること。また、評価の結果把握された事項に対して適切な取り組みがなされていること。	A	教員評価は、年度評価と任期評価から構成され、そのルールや評価項目は、全教員に開示されている。教員の採用基準や昇格基準も開示されている。また、翌年度の職務給の昇給判定や業績給に反映されている。
4(14)	カリキュラムに設定された科目間の連携を密にし、教育効果を上げ、改善するための教員間連絡ネットワーク組織があり、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	A	専攻会議（月1回開催）、PBL委員会（常設）、カリキュラム委員会がある。実地調査において、各委員会の議事録等により、教育改善効果の具体事例とその実施状況を確認し、有効に機能していることを確認した。
4(15)	教員の質的向上を図る仕組み(ファカルティ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる教員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	A	FDに関する取り組みとして、年2回開催のFDフォーラム、年2回発行のFDレポートがあり、教員に開示されているとともに、有効に機能していると判断される。加えて、学外有識者を招く講演会形式によるFDフォーラムに加え、PBL合宿やPBL研究会等もFDの一貫と考えられ、独自の積極的な活動を行なっている。
4(16)	職員の質的向上を図る仕組み(スタッフ・ディベロップメント)があり、当該専攻に関わる職員に開示していること。また、それによって活動を実施し、有効に機能していること。	A	SDを目的とした外部セミナーや、FDフォーラムにも参加の実績があり、全職員が組織的に有効に活動している。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
5	基準5：教育環境	A	基準5(1)～5(8)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
5(1)	学習・教育目標を達成するために必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室、図書(学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を含む)、情報関連設備等の環境を整備していること。	A	講義室、演習室、自習室、夢工房、図書館、研究室、情報インフラ環境を有している。
5(2)	夜間大学院または昼夜開講制を実施する場合は、研究室、教室、図書館等の施設の利用について、教育研究に支障のないものとなっていること。また、学生に対する教育上の配慮(教育課程、履修指導等)および事務処理体制が適切であること。	A	社会人など夜間利用者に対して、教室、事務室、自習室、図書室など平日は22時まで、土曜日は19時まで利用可能とし、スタッフも同時時間帯はサポートする体制としている。
5(3)	専任教員に対して研究室を備えていること。	A	専任の教授および准教授には各1室の研究室(約30平米)が割り当てられ、助教には共同で1室(60平米)が割り当てられている。
5(4)	科目等履修生やその他の学生以外の者を相当教受け入れる場合は、教育に支障のないよう相当の校地および校舎の面積を増加していること。	A	1科目あたりの平均履修生数は、4.26名であり、現状の校地および校舎の面積で教育に支障はない。
5(5)	2以上の隣接しない校地において教育研究を行なう場合は、それぞれの校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設および設備を設けていること。	A	主たるキャンパスは品川地区であり、秋葉原サテライトキャンパスは遠隔授業をうける教室として使用されており、必要な機材、設備等が設けられている。
5(6)	大学院大学(独立大学院)の場合は、当該大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有していること。	A	大学院全体で4265平米(専用2757平米、共用1868平米、学生1名あたり約23平米)であり、本専攻にとって十分な規模と判断できる。
5(7)	学習・教育目標を達成するために必要な環境を整備し、それらを維持・運用するために必要な財源確保への取り組みを行なっていること。	A	東京都からの運営給付金や授業料等からなる一般財源、その他に、科研費や外部資金など、必要な財源を確保している。
5(8)	学生の勉学意欲を増進、支援し、履修に専念できるための教育環境面での支援、助言や、学生の要望にも配慮するシステムがあり、その仕組みを当該専攻に関わる学生および教員に開示していること。また、それに従って活動を実施し、有効に機能していること。 また、通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われていること。	A	学生の個別指導、奨学金、授業料減免や分納、長期履修制度、AIIT単位バンク制度、保険、健診、留学生の在籍管理など、制度は充実している。情報発信もされており利用実績もあるので有効に機能していると判断できる。実地調査の学生面談でも、その有用性が確認できた。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
6	基準6：学習・教育目標の達成	A	基準6(1)～6(5)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
6(1)	学生に学習・教育目標を達成させるために、修了認定の基準と方法が適切に定められ、当該専攻にかかわる学生および教員に開示していること。またそれによって修了認定を実施していること。	A	修了認定基準と方法は、学則および履修規則に規定されており、Webにて公開されている。また、新入生ガイダンスでの説明や修了要件が記載された手引きも配布され周知されている。修了認定は、臨時教授会において実施されている。
6(2)	修了認定に必要な在学期間および修得単位数を、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定していること。	A	修了認定に必要な在学期間は2年、修得単位数は40単位以上であり、法令上の規定や当該専攻の目的に対して適切に設定されている。
6(3)	在学期間の短縮を行なっている場合、法令上の規定に従って実施していること。また、その場合、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。	A	学則において1年以上の在学を義務付けている。科目等履修生制度を活用することで入学前の5年間で単位を取得・蓄積できるものの、PBLは必修科目で1年間の集中受講が義務付けられるため、規則と矛盾せず、専攻の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮されていると判断できる。
6(4)	当該専攻外で修得した単位を修了条件として認定する場合は、教育上有益と認められ、かつ、その認定が当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものであること。	A	当該専攻外で修得した単位の認定は、専攻会議、教務学生委員会、最終的に教授会で審議し、判定されており、当該専攻の教育水準および教育課程としての一体性を損なわないものと判断できる。
6(5)	授与する学位の名称は、分野の特性や教育内容に合致する適切なものであること。	A	学位名称（情報システム学修士（専門職））は、適切なものと判断される。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
7	基準 7：教育改善	S	基準7(1)～7(4)の根拠・指摘事項および評価に基づいて総合的に評価した。
7(1)	当該専攻は教育システムが基準1～6を満たしているかを点検・評価する仕組みを有すること。	A	学長（教育研究審議会）⇔研究科長（教授会）⇔各種委員会・専攻会議による階層的な点検システムが整っている。運営諮問会議等による外部評価も行なう仕組みがあり、特に後者については真摯な取り組みが確認された。
7(2)	点検・評価システムは、社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みを含み、また、点検・評価システム自体の機能も点検できるものであること。	S	社会の要求や学生の要望に配慮する仕組みとして、それぞれ運営諮問会議とFD委員会が存在し、教育点検システム自体に対するPDCAサイクルを実行している。特に、学生からの要望・授業評価アンケートに対し、各教員がアクションプランとしてまとめて公表しているFDレポートは、模範になるような取組である。
7(3)	定期的な点検・評価の結果は刊行物等によって、積極的に学内外に公表していること。	S	運営諮問会議の活動や、FDレポートを積極的にWebで公開している。こうした取り組みは、評価に値する。
7(4)	定期的な点検・評価の結果に基づき、教育システムを継続的に改善する仕組みがあり、有効な活動の実施に努めていること。	A	各種委員会で、改善項目の策定、改善のための活動の実施に努めていると判断できる。

番号	評価項目	評価	根拠・指摘事項
8	基準 8：特色ある教育研究活動	S	(This row is crossed out)
8(1)	特色ある教育研究の進展に努めていること。	S	特色あるPBL活動をはじめとして、社会人学生の多い専門職大学院として、様々な特徴ある活動を行っており、高く評価できる。